「出国命令制度」をご存じですか?

出国命令制度とは・・・

一定の要件を満たす不法残留者が, 収容されないで簡易な手 続きで出国できる制度です。

- オーバーステイしたけど大丈夫?
 - ☞ 他に違反や過去に退去強制歴がなければOK。
- 入管に行ったら収容されるの?
 - ☞ 速やかに出国する予定で入管に行けばOK。 収容されません。
- 一度帰国したら二度と日本に来られないの?
 - ☞ 上陸拒否期間は1年間です。

出頭

出国命令書 交 付

出国

手続きの期間は、2~3週間です

- 準備するもの パスポート(身分証明) 滞在先がわかるもの
- 出頭場所地方入国管理局・支局(空港では受付していません。)

まずは、入管へ!!



★ 法務省入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/

詳しくは最寄りの地方入国管理局・支局にお尋ねください。